

若桜町監査告示第6号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成27年6月26日

若桜町監査委員 藤原重明

若桜町監査委員 山根政彦

記

定期監査報告

- 1 実施年月日 平成27年6月23日（火）
- 2 監査の対象及び範囲
 - (1) 空き家再生事業補助金
 - (2) 過疎地有償運送導入・運行支援事業費補助金
 - (3) 高齢者買い物支援事業補助金
 - (4) ごみ減量化モデル地区指定事業補助金
 - (5) 通学助成金
- 3 監査の着眼点
 - (1) 補助金等の財政援助の決定が、法令等に適合しているか。
 - (2) 補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。公益上の必要性は十分か。
 - (3) 補助金等の額の算定、交付時期は適正か。
 - (4) 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
 - (5) 補助金等が、対象事業以外に流用されていないか。
 - (6) 補助金等の効果及び条件の履行確認は、実績報告書等によりなされているか。
 - (7) 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

4 監査の方法

財政援助団体等の支払証書、補助金関係書類、通帳など、資料の提出を求め、担当課長等から事業の概要について聞き取りを行った。

5 監査の結果

(1) 空き家再生事業補助金	指摘事項	特になし
(2) 過疎地有償運送導入・運行支援事業費補助金	指摘事項	特になし
(3) 高齢者買い物支援事業補助金	指摘事項	特になし
(4) ごみ減量化モデル地区指定事業補助金	指摘事項	特になし
(5) 通学助成金	指摘事項	特になし

以上